

平成十三年

# 秋田県公報目録

第千三百五号まで

平成十三年  
九月 中

秋田県公報目録

第千二百九十八号から  
第千三百五号まで

公布又は 公示番号	題	名	公報番号	日
	規則	規則		
七〇	と畜場法施行細則の一部を改正する規則	一三〇一	一四	二九八
七一	市町村に対しても交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額の算出に関する規則の一部を改正する規則	号外一	二五	四
七二	市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則	"	"	"
七三	衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則	二八	"	"
五三〇	皆伐面積の限度	一二九八	七	二九九
五三一	耕地整理組合の臨時代理者の指定	号外一	三	七
五三二	平成十三年度後期技能検定の実施	"	"	"
五三三	都市計画の変更による送付図書の縦覧	"	"	"
五三四	過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の実施	"	"	"
五三五	急傾斜地崩壊危険区域の指定	"	"	"
五三六	結核予防法による医療機関の指定	"	"	"
五三七	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	"	"	"
五三八	結核予防法による医療機関の指定の辞退	"	"	"
五三九	公有水面埋立免許願書の提出	"	"	"
五四〇	町の区域の設置	"	"	"
五四一	字の区域の設置	"	"	"
五四二	字の区域の変更	"	"	"
五四三	町及び字の区域並びにその名称の変更	"	"	"
五四四	町及び字の区域並びにその名称の変更	"	"	"
五四五	町及び字の区域並びにその名称の変更	"	"	"
五四六	結核予防法による医療機関の指定	"	"	"
五四七	飼料の試験の結果の概要の公表	"	"	"
五四八	漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出	"	"	"
五四九	保安林の指定の解除	"	"	"
五五〇	道路区域の変更	"	"	"
五五一	"	"	"	"
五五二	"	"	"	"
五五三	"	"	"	"
五五四	道路区域の変更及び供用開始	"	"	"
五五五	建築基準法による道路位置の指定	"	"	"
五六六	開発行為に関する工事の完了	"	"	"
五六七	"	"	"	"
五六八	土地収用法による事業の認定	"	"	"
五六九	口頭により開示請求ができる個人情報に関する告示の一部改正	"	"	"
五六〇	第三回採石業務管理者試験の実施	"	"	"
五六一	生活保護法による医療機関の指定	"	"	"
五六二	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	"	"	"
五六三	生活保護法による指定医療機関の事業の休止	"	"	"

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一二九八
○一般競争入札の実施	"
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一二九九
○土地改良区の定款変更の認可	"
○県営土地改良事業の換地計画の決定	"
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"
○共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	一三〇〇 一
○土地改良区の定款変更の認可	一三〇一
○県営土地改良事業計画の変更	"
○市町村営土地改良事業の施行の同意	"
○市町村営土地改良事業計画の変更	"
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	"
○土地改良区の役員の退任の届出	"
○共同施行等土地改良事業の施行の認可	"
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"
○市町村営土地改良事業の施行の同意	"
○一般競争入札の実施	"
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	"
○土地改良区の役員の就任の届出	"
○県営土地改良事業工事の完了	"
○土地利用計画法施行令による基準地の標準価格の判定	"
○土地改良区の役員の退任の届出	一三〇一
○土地改良区の役員の就任の届出	一三〇二
○土地改良区の定款変更の認可	一三〇三
○土地改良区の役員の就任の届出	二〇
○土地改良事業工事の完了の届出	一八
○土地改良区の役員の退任の届出	二五
○県営土地改良事業の換地計画の決定	三〇
○県営土地改良事業計画の変更	三一
○土地改良区の役員の退任の届出	四
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	七

○特定非営利活動法人設立の認証の申請	一三〇五 二八
○土地改良区の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定	一三〇五 二八
○土地改良区の定款変更の認可	一三〇五 二八
○一般競争入札の実施(二件)	一三〇五 二八
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一三〇五 二八
<b>選挙管理委員会告示</b>	
一三 选挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一	一一九九 七
の数	
一四 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の 数	"
一五 政治団体の設立の届出	
一六 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出	
一七 政治団体の解散の届出	
一八 政治団体の収支に関する報告書	
一九 公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出	
二〇 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一 の数	一一〇一 一八
二一 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の 数	"
二二 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一 の数	一一〇一 二一
二三 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の 数	"
二四 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一 の数	一一〇五 二八
二五 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の 数	"
二六 秋田県議会議員秋田市選挙区における後援団体に関する 寄附等の禁止	号外一

号外一

五 監査結果の公表

号外一 一四

**正誤**

○平成十三年八月二十四日付け秋田県公報号外第一号の正 誤

号外一 七

○平成十三年九月七日付け秋田県公報第千二百九十九号の 正誤

一三〇二 一八

○平成十一年七月十六日付け秋田県公報第千七十九号の正誤

一三〇四 二五

○平成十三年三月三十日付け秋田県公報第千二百五十四号の正誤

一三〇五 二八

**人事委員会規則**

一三〇五 二八

○人事委員会規則七一四六(特殊勤務手当)の一部を改正 一三〇五 二八

する規則

**人事委員会告示**

一三〇五 二八

**公安委員会規則**

一三〇五 二八

**監査委員公告**

一三〇五 二八

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一一番一號  
一月三千五百円

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社  
松原印刷社  
電話 0187-66-8766 FAX 0187-66-0005  
E-mail: matsubara@matsubarainstall.co.jp

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄